

令和3年度福島県新型コロナウイルス重点対策

令和3年3月26日（令和3年4月30日改定） 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県内では、2月中旬以降、クラスターの発生により感染者が急増し、再び病床がひっ迫しています。このため、5月9日まで継続して**クラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策**を行います。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御不便、御苦勞をおかけしますが、引き続き、御協力をお願いします。

重点対策期間 4月1日（木）～5月9日（日）

県民の皆さまへのお願い

- 地域の感染状況や感染リスクが高まる「**5つの場面**」を**十分意識**し、慎重な行動をお願いします。
- 「**緊急事態宣言**」が発令された地域や「**まん延防止等重点措置**」が適用された地域などの**感染拡大地域との旅行や帰省等の不要不急の往来は自粛する**ようお願いします。
- 感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用は控える**ようお願いします。
- 大人数での飲食を伴う懇親会や会合は控える**ようお願いします。

施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

- 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設**
感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。
・チェックリスト等に基づく自主点検 ・職員一人一人の対策 など
高齢者・障がい者（児）施設では、保健師等による訪問チェックの活用をお願いします。
- 大学・専門学校**
感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。（例：大人数での飲み会、感染防止対策が徹底できないサークル活動、感染拡大地域への旅行や帰省など）
- 小・中・高等学校等**
学習活動や部活動での感染防止対策の再確認と徹底をお願いします。
- 飲食店等**
業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

<上記と併せて実施する対応>

○高齢者・障がい（児）者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。

○感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し認定ステッカーを交付します。（「ふくしま感染防止対策認定店」制度）

<感染の再拡大が見られた場合の対応>

○酒類を提供する飲食店等を起点とする感染拡大が見られる地域については、特措法に基づく営業時間の短縮要請を検討します。